

罰 則 規 定

第 1 章 総 則

- 第1条 (目的) この規程は、法人関係者の懲戒について定めたものである。
- 第2条 (罰則の実施) 罰則は理事会が決定する。賞罰の結果は公正な審査に基づき本人に口頭または文書を持って通知するものとする。

第 2 章 懲 罰

- 第3条 (懲戒処分の種類) 懲戒処分の種類は、次の各号の定める通りとする。
- (1) 口頭注意 口頭にて将来を戒める。
 - (2) 嚴重注意 文書を持って将来を嚴重に戒める。
 - (3) 譴責 文書を持って将来を嚴重に戒める。この処分を同一人物に2回行う場合、退会勧告あるいは除名を検討すること。
 - (4) 退会勧告 将来を戒め、説諭の上退会を強く勧告する。
 - (5) 除名 将来を嚴重に戒め、定款により除名する。
- 第4条 次の各号の一に該当する場合は、懲戒処分にする。
- (1) 正当な理由がなく、活動に参加しないとき
 - (2) 許可なく法人の物品を持ち出したとき
 - (3) 著しく自己の権限を超えて独断の行為があり、失態を招いたとき
 - (4) 不注意により事故を発生させ、または法人に損害を与えたとき
 - (5) 怠慢により、災害その他重大な事故を発生させたとき
 - (6) 特定非営利活動促進法など各種法令に違反する行為を行ったとき
 - (7) 法人の秩序または風紀を乱すような行為を行ったとき
 - (8) 法人の趣旨にもとる行為を行ったとき
 - (9) 法人の社会的信用を毀損する行為を行ったとき
 - (10) 故意または重大な過失により、法人の方針と反する行為をしたとき
 - (11) 法人の重要な機密または公表してはならない文書や事項を社外に漏らしたとき
 - (12) 刑事事件で有罪が確定し、会員としての対面を汚損したとき
 - (13) 各条項に準ずる行為を行ったとき
- 第5条 (損害賠償) 法人に対し損害を与えた場合は、懲戒処分の他にその損害の一部または全部を賠償させることがある。

第6条 (有効期間) 懲戒処分は処分を受けた日から5年間有効とする。会員の種別が変更となった時や、退会し再び入会する際にも、遡って過去の懲戒処分が有効となる。

第7条 (異議申立て) 前条により懲戒処分の通知を受け、その処分の種類、内容等について異議がある場合は、5日以内に文書をもって異議申立てを行うものとする。

2 前項の異議申し立てがあった場合は、法人は再度審査を行い、その答申に基づき最終の処分通知を行う。

3 異議の申立ては1回限りとする。

(付則)

この規程は、2015年3月1日から施行する。